平成２３年（フ）第１５０１号
千葉県柏市高南台２丁目７－３　レオパレスＫ２－208
債務者　吉田　敏和
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０２号
埼玉県入間郡毛呂山町大字小田谷284－１
債務者　二宮よし子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０６号
神奈川県相模原市中央区上溝219－１－５
債務者　浦下　裕貴（旧姓三廻部）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０７号
東京都台東区日本堤１丁目１－３－206
債務者　泉　　功
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５２７号
東京都足立区扇１丁目55－５－103
債務者　鹿野美佐子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３０号
東京都大田区南雪谷１丁目19－２
債務者　宮下　　靖
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３５号
千葉県白井市冨士294－９
債務者　加藤　雄一
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３６号
埼玉県川口市東川口１丁目５－10－1203
債務者　西村　京子（旧姓荒川）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３９号
東京都足立区綾瀬６丁目８－24－201
債務者　小島　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４２号
埼玉県川口市東領家２丁目35－５　第２つくしマンションＣ－203
債務者　宮森　春昭
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４９号
東京都板橋区上板橋１丁目15－15－308
債務者　高橋　直矢
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９３号
栃木県大田原市宇田川1520番地４　カプリーチョ・ブリッサＡ202、前住所栃木県大田原市親園2935番地１
債務者　國井　弘文
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第９４号
栃木県那須塩原市若草町118番地461
債務者　岡田　由紀（旧姓国府田）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月14日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第４号
熊本県人吉市西間上町1753番地１
債務者　平山　輝夫
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月15日午後３時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１３３２号
東京都世田谷区尾山台３丁目29－４－101
債務者　吉村　　光
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４１９号
東京都大田区東矢口２丁目４－13　佐藤アパート
債務者　北嶋　春子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部